

合併協定書

平成16年12月27日

伊勢市
二見町
小俣町
御園村

1 合併の方式

合併の方式は、伊勢市、度会郡二見町、小俣町、御園村を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設（対等）合併とする。

2 合併の期日

合併期日は、平成17年11月1日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、伊勢市とする。

4 新市の事務所の位置

(1) 新市の事務所の位置は、現伊勢市役所とする。

(2) 二見町、小俣町、御園村の現庁舎については、地域振興機能を有し、現行のサービス水準を低下させないよう当分の間総合支所として活用する。ただし、新市の行財政改革の進捗にあわせ、随時見直しを行う。

5 財産の取扱い

(1) 4市町村の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。

(2) 伊勢市岡本町財産区財産は、岡本町財産区財産として、新市に引き継ぐものとする。

6 議会の議員の定数及び任期の取扱い

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）の特例措置を適用せず、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項及び第2項の規定により定める新市の議会議員の定数は34人とし、報酬額については、伊勢市の例による。

7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

(1) 市町村の合併の特例に関する法律の特例措置を適用せず、新市に1つの農業委員会を置き、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条第1項に規定する選挙による委員の定数は、30人とする。

(2) 選挙区は5選挙区とする。

(3) 報酬は伊勢市の例による。

8 地方税の取扱い

- (1) 伊勢法人会支部事業助成及び伊勢青色申告会支部助成については、合併時に廃止の方向で調整する。
- (2) 都市計画税については、合併後も5年間現行のとおりとし、その間都市計画事業の見直しと受益と負担の関係を明示しながら検討する。
- (3) 各種証明手数料については、評価証明及び公課証明においては二見町の例により調整し、その他の証明においては現行のとおりとする。
- (4) 伊勢志摩市町村税等滞納整理組合については、合併時に脱会の方向で調整する。
- (5) 三重地方税管理回収機構については、合併後も新市として加入することとする。

9 一般職の職員の身分の取扱い

- 4市町村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項の規定に基づき、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。なお、合併に際しては、「庁舎・機構等の調整方針」を尊重し、次のとおり調整する。
- (1) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- (2) 職員の職名及び職務については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一する。
- (3) 職員の給与については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、その職務と責任に応じた給与体系を整備する。また、昇格、昇給制度等についても、適格に運用する。

【合併協議会確認事項】

- ・ 給与格差是正のため、現状を分析し、給与水準の高い団体職員については、課長級以上職員3%及び課長補佐級以下職員の給与削減を実施し、「ワタリ」の見直しを行う。
- ・ 給与格差は、3年以内を目標に是正する。
- ・ 給料表の運用は、人事院勧告を遵守し、厳格に運用する。
- ・ 時間外勤務手当は、数値目標をたて、給料額の10%を目標に削減する。
- ・ 特殊勤務手当は、大幅に見直す。

- ・ 実施時期は、合併後 1 年以内の区切りの良い時期とする。
- ・ 上記各項目は、新市の財政状況を踏まえ、行財政改革の中へ盛り込む。

1 0 地域審議会の取扱い

市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の 4 第 1 項の規定に基づき、地域審議会を設置する。

1 1 特別職の職員の身分の取扱い

特別職の職員（議員、消防団員を除く。）については、その設置、人数、任期、報酬等について、法令の定めるところにより、次のとおり調整する。

(1) 市長、助役、収入役、教育長及び病院事業管理者の任期等については、法令の定め

るところによる。給料については、伊勢市の例に基づき調整する。

(2) 行政委員会は、法令の定めるところにより新市においても設置し、委員の報酬額に

ついては、年額、月額、日額等現行の業務に照らし合わせて調整する。

(3) その他の審議会・委員会等の附属機関のうち、新市において引き続き設置する必要

のあるものは、現行の任期及び報酬額を基に調整し、新市において設置する。

1 2 条例、規則等の取扱い

条例、規則等については、いずれかを基本に調整統一するものとし、合併協議会に

おいて、協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備

するものとする。

(1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分又は職権により、即時制定し、施行するも

の

(2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行するもの

(3) 合併後、逐次制定し、施行するもの

1 3 事務組織及び機構の取扱い

(1) 新市の組織は、住民サービスが低下しないように十分配慮する。

(2) 新市の事務組織及び機構は、「新市における事務組織・機構の整備方針」を策定し、

それに基づき整備する。

1 4 一部事務組合等の取扱い

4市町村及び一部の市町村が加入している一部事務組合等については、関係市町村、関係組合等との協議、調整に努める。

15 使用料、手数料等の取扱い

- (1) 使用料及び手数料等については、原則として合併時に統一するものとする。
- (2) 施設使用料については、当分の間現行のとおりとする。なお、同一又は類似する施設の使用料については、新市発足後可能な限り統一に努めるものとする。

16 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら、整備に努める。

- (1) 4市町村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。
- (2) 独自の目的をもった団体は、現行のとおりとする。

17 補助金、交付金等の取扱い

4市町村の補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市において次の方針で調整するものとする。

- (1) 4市町村で同一又は同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。
- (2) 各市町村独自の補助金等については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つよう調整する。
- (3) 補助金、交付金等については、新市の行財政改革の進捗に合わせ、さらなる適正化を図る。

18 町・字の区域及び名称の取扱い

- (1) 町、字の区域については、従前のとおりとする。
- (2) 町、字の名称については、伊勢市は従前のとおりとし、度会郡二見町、度会郡小俣町は、「度会郡」を「伊勢市」に置き換え、度会郡御園村は、「伊勢市御園町」に置き換えるものとする。また、大字・字の字句は使わないこととする。
- (3) 名称の細部については、各市町村の意向を尊重させるため、各市町村において調整

する。

19 慣行の取扱い

- (1) 市章、市民憲章、市の花・木は、新市において新たに定める。
- (2) 宣言は、新市において調整する。

20 国民健康保険事業の取扱い

- (1) 国民健康保険事業については、被保険者に対する負担の公平やサービスの均一化に努める。
- (2) 国民健康保険料の賦課方式は、三方式（所得割、均等割、平等割）とし、独立採算制を堅持し、低所得者の減額制度を保持する。

21 介護保険事業の取扱い

介護保険事業計画に基づき、利用者のニーズに応じたサービスの提供に努め、事業の推進を図る。

22 消防団の取扱い

- (1) 消防団については、合併時に統合する。
- (2) 報酬については、各役職とも伊勢市の例による。
- (3) 出場手当等については、「災害の場合6,000円」、「警戒の場合5,000円」、「訓練の場合5,000円」、「その他の場合4,000円」とする。

23 各種事務事業の取扱い

23 - 1 電算システム事業

- (1) 現在各市町村で稼働している電算システムについては、システムの安定した運用を第一に考え、4市町村のいずれかで導入しているシステムの範囲内で、各業務システムごとの統一を図ることを原則とする。
- (2) 住民情報システム、財務会計システム、文書管理システム、グループウェアシステム、インターネットシステムについては、伊勢市のシステムに統一する。

23 - 2 広報広聴関係事業

(1) 広報紙の発行については月1回、各戸配布とする。また、かわら版的な情報提供に

についても月1回、各戸配布とする。

(2) 御園村ケーブルテレビ局は合併時に廃止し、施設はケーブル事業者に移譲する。

(3) ケーブルテレビ関連事業については、合併後も引き続き推進を図る。御園村につい

ては、合併後10年間は現行のとおりとする。ただし、社会経済情勢に著しい変化が生じた場合は、その時点において検討する。

23-3 消防防災関係事業

(1) 地域や関係機関と連携のもと、消防力、防災力の維持、強化に努める。

(2) 防災行政無線については、現行のまま引き継ぎ、新市において速やかに調整する。

なお、二見町、小俣町の戸別受信機、御園村のCATV防災システムは、防災行政無線のデジタル化に伴うシステムの再構築の際に検討する。

23-4 地域振興事業

(1) 地域振興事業については、自治会組織等の支援に努め、地域振興の活性化を図る。

(2) 新市全域に、地区連絡員を設置する。

23-5 文化・国際交流事業

文化・国際交流事業については、地域文化の振興に努め、訪れる人々と共に暮らす国際交流のまちづくりを推進する。

23-6 交通関係事業

(1) 交通災害共済については、県の掛金に準じて伊勢市、二見町の例により調整し、更

新日は毎年1月1日とする。

(2) 交通安全推進協議会については、伊勢市の例により調整する。

23-7 窓口業務

窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう、調整に努める。

23-8 人権政策事業

(1) 伊勢市隣保館運営審議会及び部落解放運動団体助成事業については、現行のとおり

とする。

(2) 人権施策審議会及び人権施策推進協議会については、伊勢市の例により調整する。

(3) 男女共同参画審議会については、合併後、速やかに調整する。

23-9 ごみ収集・処理業務事業

ごみ収集及び処理業務については、当分の間現行のとおりとするが、新市において一体的な処理ができるよう、随時調整する。

23-10 環境対策事業

環境対策事業については、当分の間4市町村の既存の環境基本計画等を尊重し推進するが、随時調整を図り、新市基本計画を策定する。

23-11 健康づくり事業

(1) 健康づくり事業については、関係医師会等との調整を図り、新市全域における公平なサービスの提供に努める。また、検診等自己負担金については、社会経済情勢の動向を見ながら、受益と負担の適正化について検討し調整する。

(2) 病院事業については、現行のまま新市へ引き継ぐ。

23-12 障害者福祉事業

障害者福祉事業については、新市で策定する障害者福祉計画に基づき、現行のサービスを踏まえて調整を図る。

23-13 高齢者福祉事業

高齢者福祉事業については、高齢化社会に相応しい福祉事業のあり方について、現行サービスを踏まえて調整を図る。

23-14 児童福祉事業

(1) 保育料については、合併時に統一し、保育時間については、小俣町の例により調整する。

(2) その他児童福祉事業については、少子化社会に相応しい事業のあり方について、現

行サービスも踏まえて調整を図る。

23 - 15 その他福祉事業

社会福祉協議会、医療費助成、生活保護扶助等、その他の福祉事業については、新市においても引き続き推進する。

23 - 16 農林水産関係事業

農林水産事業については、新市においても引き続き推進していく。

23 - 17 商工・観光関係事業

(1) 商工事業については、新市においても引き続き推進に努める。

(2) 観光事業については、引き続き事業の推進に努め、観光協会の統合について働きかけ、負担金については、合併後調整する。

23 - 18 建設関係事業

建設関係事業については、新市建設計画等に基づき計画的に実施し、継続事業については、引き続き実施する。

23 - 19 上・下水道事業

上水道事業

(1) 水道料金については、合併後5年間は現行のとおりとする。ただし、この間において、住民負担の適正化を図るため、次の方針で経営の見直しを行い、料金体系を整備する。

- ・ 南勢水道受水費については、新市の水需要を基礎に、県・企業庁に受水費の軽減を求める。

- ・ 経営の合理化を図るため、数値目標を定め、施設の統廃合、有収率の向上を図るとともに、人件費、物件費等経常経費の節減を図る。併せて民間委託を推進する。

- ・ 一般会計からの繰入金については、繰出基準に基づく適正な措置を行い、経営の健全化を図る。なお、5年経過後において、著しい効果が見られない場合は、

さらに5年間期間を延長し、住民負担の適正化に努める。

(水道料金については、格差が著しいため、引き続き協議を行い、具体的な方針を策定する。)

(2) 加入金については、合併後5年間は現行のとおりとする。この間において、新市の料金体系とともに調整する。

(3) 給水申込手数料は、二見町、小俣町の例により調整する。

(4) 検針及び料金の算定については、2ヶ月に1度で統一する。

(5) 手数料、料金の減免・欠損処分については、伊勢市の例により調整する。

下水道事業

(1) 下水道使用料については、新市において、次の方針で調整し、更なる経営の効率化、住民負担の適正化に努める。

下水道使用料については、宮川流域下水道第1期事業認可区域の供用開始時(平成18年3月末予定)に、伊勢市・二見町・御園村の3市町村は統一単価にする。

ただし、小俣町は、宮川流域下水道に接続するまでは現行どおりとし、この間、経営の見直しを行い、新市の料金体系への移行準備に努める。なお、社会経済情

勢に著しい変化が生じた場合には、その時点で早急に対応する。

(2) 受益者負担金については、合併後原則として10年間は、現行のとおりとする。

ただし、小俣町、御園村地域を除く未認可地域の受益者負担金については、現行の算出根拠を基本として、新市において検討する。なお、社会経済情勢に著しい変化が生じた場合は、その時点で早急に対応する。

(3) 使用料の賦課徴収、受益者負担金の取扱い、前納報償金、融資あっせん事業、下水道審議会については、合併時に統一調整する。

23-20 学校教育事業

学校教育事業については、学校、家庭、地域それぞれ相互に連携を図りながら教育

環境の充実に努める。

23 - 21 社会教育事業

社会教育事業については、各種の講座開催等の生涯学習事業を推進し、心豊かな地域社会の実現に努める。

23 - 22 その他事業

- (1) 名誉市町村民詮衡（選考）委員会については、伊勢市の例により調整する。
- (2) 総合計画については、合併後速やかに、新市建設計画との整合性を図りながら、策定する。
- (3) 総合計画審議会については、伊勢市の例により調整する。
- (4) 活性化活動事業補助金については、小俣町の例により調整する。
- (5) 監査委員の設置、定数及び報酬については、伊勢市の例により調整する。
- (6) 伊勢市史の編さんについては、新市に引き継ぐ。
- (7) 新市においても、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運用を図る。
- (8) 選挙管理委員会及び選挙費用の公費負担については、伊勢市の例により調整する。

24 新市建設計画

新市建設計画については、別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。

調 印 書

伊勢市、度会郡二見町、同郡小俣町、同郡御園村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく伊勢地区合併協議会において、前記のとおり合併に関する協議が整ったので、調印する。

平成16年12月27日

伊 勢 市 長

.....

二 見 町 長

.....

小 俣 町 長

.....

御 園 村 長

.....

立 会 人

伊勢地区合併協議会委員
伊勢市議会議長

伊勢地区合併協議会委員
二見町議会議長

伊勢地区合併協議会委員
小俣町議会議長

伊勢地区合併協議会委員
御園村議会議長

伊勢地区合併協議会委員
伊勢市議会市町村合併
特別委員会委員長

伊勢地区合併協議会委員
二見町議会市町村合併
特別委員会委員長

伊勢地区合併協議会委員
小俣町議会 4 市町村合併推進
特別委員会委員長

伊勢地区合併協議会委員
御園村議会市町村合併検討
特別委員会委員長

伊勢地区合併協議会委員
三重県南勢志摩県民局長

伊勢地区合併協議会委員

伊 勢 市

伊勢地区合併協議会委員
伊 勢 市

伊勢地区合併協議会委員
伊 勢 市

伊勢地区合併協議会委員
二 見 町

伊勢地区合併協議会委員
二 見 町

伊勢地区合併協議会委員
小 俣 町

伊勢地区合併協議会委員
小 俣 町

伊勢地区合併協議会委員
御 園 村

伊勢地区合併協議会委員
御 園 村

伊勢地区合併協議会委員
皇學館大学教授

伊勢地区合併協議会委員
四日市大学教授
